

国会で成立した「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の一時改正する法律」に基づき、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金が支給されることになりました。

対象者 「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がない場合に、次の順位による先順位のご遺族お一人に支給

戦没者等の死亡当時のご遺族で

①4月1日までに戦傷病者戦没者遺族援護法による弔慰金の受給権を取得した方

②戦没者等の子

③戦没者等の（1）父母（2）孫（3）兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番に入れ替わります。

④上記以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計を有していた方に限ります。

⑤支給内容 国債額面25万円、5年償還の記名

受付日時 福祉課窓口にて随時受付
※今後特別受付期間を設ける予定です。

請求期間 令和5年3月31日まで
福祉課 TEL 22-35522

净化槽の適正な管理を！

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計を有していた方に限ります。

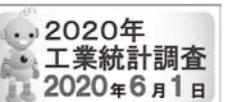
浄化槽は適正な管理をしないと、故障や臭いの原因となるおそれがあります。

浄化槽管理者（浄化槽を使用している方

工業統計調査は我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計調査です。調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として利用されます。

調査時点は6月1日です。調査票への回答をお願いいたします。

問 経営企画課 TEL 22-37731



または設置した方には、浄化槽法により浄化槽の維持管理として次の3つが義務づけられていますので、必ず実施してください。
①保守点検（家庭の場合は年3、4回）
②清掃（年1回以上）
③法定検査（市の許可を受けた業者へ依頼）

・機器類の調整、修繕
・消毒剤の補充等
・県の登録を受けた業者へ依頼
・汚泥の引抜
・機器類の洗浄

・保守点検と清掃の実施状況を確認しているかを確認
・水質検査により浄化槽が正常に機能しているかを確認
・検査は2種類あり

◇ワ条検査（使用開始後3か月を経過した日から5か月以内）
◇11条検査（ワ条検査後毎年1回）

・県の指定検査機関へ依頼
・（公社）和歌山県水質保全センター TEL 073-432-6433

・生活環境課 TEL 22-35565

・令和2年度に【はかり】の定期検査があります。取引（商売）や証明に使用する【はかり】は、計量法の規定により、2年に一度和歌山県が実施する検査を必ず受検しなければなりません。

平成30年度の検査以降で【はかり】を新たに購入した方や、処分又は使用しなくなった方はご連絡ください。

※定期検査の実施日については、日程が決まり次第お知らせします。

問 産業振興課 TEL 22-3624

メジロの捕獲は原則禁止です
現在、メジロは原則捕獲禁止となっています。すでに飼養登録されているメジロについては引き続き飼養できます。なお、野外で野鳥を観察できない高齢者等は捕獲が許可される場合があります。詳しくは担当までお問い合わせください。
問 湯浅保健所衛生環境課 TEL 64-11293

イベントの中止・延期について
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年開催しておりました
・戦没者戦災死者追悼式
・市民総合スポーツ大会
・みかんの花街道ウォーク
は中止といたします。
今後のイベントの開催の有無について
は、市ホームページをご覧いただくか、各担当へお問い合わせください。

イベント

イベントの中止・延期について
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年開催しておりました
・戦没者戦災死者追悼式
・市民総合スポーツ大会
・みかんの花街道ウォーク
は中止といたします。
今後のイベントの開催の有無について
は、市ホームページをご覧いただくか、各担当へお問い合わせください。

イベント

新型コロナウイルス感染症の 感染拡大防止にご協力ください

★最新情報は市ホームページに掲載していますので、そちらをご覧ください。
市民の皆さんには正確な情報に基づく冷静な対応をお願いするとともに、咳エチケットや手洗い、うがいの励行にもご協力をお願いいたします。

※対象が変更になっています。

【和歌山県外から帰省された方及び転勤された方】は、2週間の自宅待機とともに、「県庁帰国者・帰省者・転勤者連絡ダイヤル」への連絡をお願いいたします。

【連絡先】県庁帰国者・帰省者・転勤者連絡ダイヤル
TEL : 073-441-2170 FAX : 073-431-1800
ホームページ : <https://shinsei.pref.wakayama.jp/wr6b33ff>

■こんな方はご相談ください

県内の各保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置しています。次の症状がある方はご相談ください。

- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）
- 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある
※高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合（妊婦の方も同様の対応をお願いします）
- 訪問先や旅行先等の状況で、新型コロナウイルス感染の不安がある方

問 湯浅保健所 TEL 0737-64-1291 9時～17時45分（平日）※ただし緊急の場合はこの限りではありません。

■新型コロナウイルス感染症 Q&A

Q. 事業をやめているが、経済的影響に対する支援策を知りたい。

A. 事業者の皆さまを支援するための施策は経済産業省のホームページでまとめられています。詳しくは、「経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連」で検索、または右のQRコードよりご確認ください。または市役所産業振興課（TEL 22-3624）でもご案内いたします。



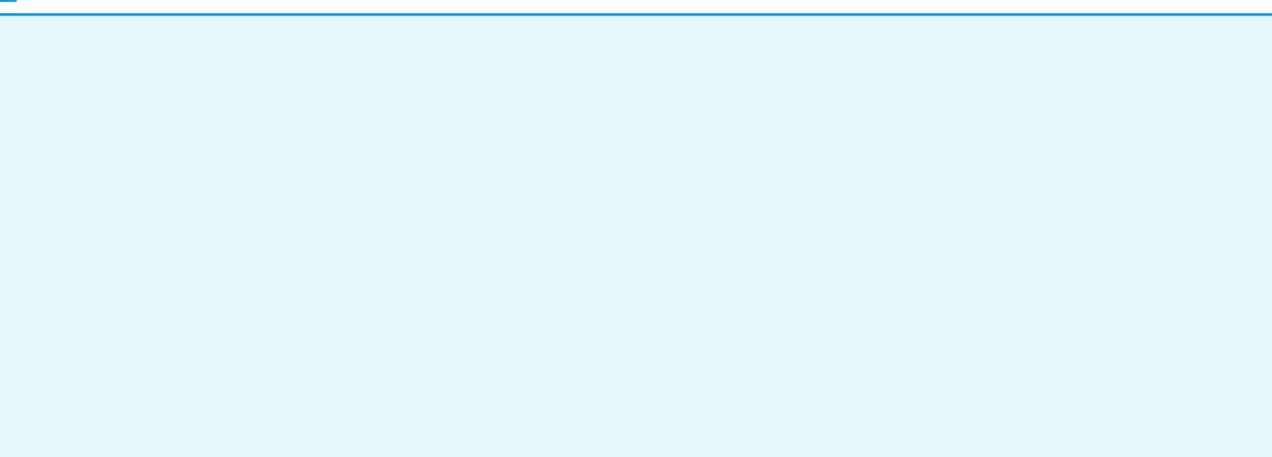
経済産業省HP

Q. 休業や失業等により、収入が減少したので支援策を知りたい。

A. 生活困窮者自立支援事業や生活福祉資金を利用できる場合があります。詳しくは福祉相談室（TEL 22-3541）までお問い合わせください。

問 保健センター TEL 82-3223

広告



広告

